

令和3年8月6日

株式会社 オンリーワン  
代表取締役 江田 直人 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子



ご通知

貴社より、「申し入れに対する回答の書面」を令和3年7月8日に受領いたしました。

同書面によると、貴社は、すでに当該商品の販売を終了しており、また、ウェブサイトについても令和3年1月31日をもってクローズしているとのことでした。つきましては、今回の申し入れについては、終了とさせていただきます。

ただし、同書面の記載中、「弊社としましても一般顧客への有料提供を鑑み、改めて本質ではないと判断し」との文章の趣旨は明らかではありませんが、本協会の申し入れの対象となった貴社の販売サイトの広告画面及び利用規約は、景品表示法に違反するとともに消費者契約法に抵触する内容のものであり、極めて問題の大きいものでした。

今後とも、貴社または貴社の関係者において、このような景品表示法違反や消費者契約法の規律に抵触する広告画面や利用規約を用いることがないよう、念のため、重ねて申し入れておきます。

上記、ご通知いたします。

以上

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL：03-5614-0543/FAX：03-5614-0743